

岐 阜 市 産 業 廃 棄 物 不 法 投 棄 対 策 検 討 委 員 会
再 生 ビ ジ ョ ン 部 会 報 告 書

平 成 18 年 2 月 24 日

岐 阜 市 産 業 廃 棄 物 不 法 投 棄 対 策
検 討 委 員 会 再 生 ビ ジ ョ ン 部 会

目 次

I	再生ビジョン部会における検討概要	
1	検討事項	P.1
2	部会における検討	P.1
3	まとめ	P.3
II	関連資料	
資料1	再生ビジョン部会における検討経過	P.5
資料2	第5・6回部会説明資料	P.6
資料3	再生ビジョン部会委員名簿	P.7
資料4	部会概要（1回～12回）	P.8

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）に、検討委員会要綱第7条第1項の規定に基づき再生ビジョン部会が設置された。以後市民勉強会を含めて12回にわたり検討を行ってきたが、部会として検討内容をとりまとめたので以下のとおり報告する。

I 再生ビジョン部会における検討概要

再生ビジョン部会では、市民の安全と安心を確保することを目的として、再発防止の仕組みづくりと現地の廃棄物処理方策について検討するため、12回にわたって会議を開催した（資料1）。

なお、このうち8回は、市民とともに産廃行政の仕組みや再発防止などについて意見交換を行う市民勉強会として開催した。

当部会における主な検討事項は以下のとおりである。

1 検討事項

① 市民協働による不法投棄の再発防止について

今後の対策や再発防止の仕組みづくりなどについて市民の相互理解を深めつつ、市民との協働による取り組み方策を検討する。

② 現地の廃棄物処理方策について

委員会及び技術部会における対策方針の検討内容を踏まえ、対策実施後の現地再生に向けた基本的な処理方策について検討する。

③ その他

上記のほかに、適宜必要な事項を検討する。

2 部会における検討

調査結果に基づく技術部会における検討内容も踏まえつつ、恒久的な対策実施後の現地の再生をいかに図るべきかを念頭に、さらに事案の解決に向けた市民協働による取り組み方策を検討した。

さらに、産業廃棄物行政全般の課題や今後の方策などについて、広く市民の相互理解を図るため、市民と委員とが自由に意見交換を行う市民勉強会を開催した。勉強会では、市民が自主的に参加し、処理方法、市民生活のあり方や産廃行政の課題など、多岐に亘って活発に意見交換が行われた。

その過程で出された主なものは概ね以下のとおりである。（意見全般の詳細については資料4参照）

① 再発防止の仕組みづくりについて

本事案に対する対症療法的な対策の検討のみでなく、産業廃棄物行政の仕組みのあり方なども含めて、本事案を契機として、今後このような事態を招かないための

仕組みを、行政・事業者・市民の協働によりいかに構築していくかといった観点から、部会長私案をベースに検討を進めた。

また、市が現在進めている環境基本条例制定に係る取り組みの中で、再発防止等に係る取り組みも包含しているものであることから、あわせて市担当部局に説明を求め、これも含めて検討を行った。

- 全体的な問題は国レベルの問題であり、そのレベルでゴミを出させない仕組みづくりが必要。(第3回勉強会)
- 市民参加による協働組織を立ち上げることで抑止効果も期待できるのではないか。(第3回勉強会)
- 意識啓発や効率的なリサイクルシステムなど、循環型のシステムに転換すべき。(第3回勉強会)
- 私案にあるような市民参加による協働組織の設置は、市民への啓発や情報提供を進める上で必要と考える。(第5回勉強会)

② 役割分担について

- 産廃のみでなく一廃でも焼却灰の捨て場がない。産業界ばかりでなく市民一人ひとりの問題という認識で取られるべき。(第2回勉強会)
- 産廃行政は県若しくは広域、あるいは国レベルで対応するようにすべき。(第4回勉強会)

③ 責任追及について

- 排出事業者の責任が初めて問われており、徹底してやることが岐阜モデルにつながる。(第3回勉強会)
- 排出事業者には精一杯撤去させてもらいたい。また不作為があるなら職員の給与の返還などがあってもいいのではないか。(第6回勉強会)

④ 今後の対策について

- 地域外の人が不安を煽るようなことを言うが、調査結果次第では20年くらいかけて処理してもらえば良いと思う。(第2回勉強会)
- 安全性を確保し財政的な負担を抑える一部残置が現実的な選択肢でないか。(第6回勉強会)
- 実行可能で合理的な案をとるべき。(第6回勉強会)
- 地元としては全量撤去以外のどのような対応にも理解は示せない。(第9回部会)
- 全量撤去の場合、費用が大きすぎて他への影響が出てくるため、市民合意は難しいのではないか。(第9回部会)
- 単に処理運搬するだけでは費用が消えてしまうことになるため、地元施設を作り処理したら良い。(第9回部会、第8回勉強会)

- 一部撤去第3案を基本として、実質的な全量撤去に向けて検討してもらいたい。
(第12回部会)
- 孫、子のことを考えると全量撤去すべきである。(第12回部会)

⑤ 費用負担について

- 原因者からの徴収は当然として、行政・議会・企業・市民の良識ある判断による負担を考えてはどうか。(第2回勉強会)
- 産廃問題は国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むようなことは絶対すべきでない。(第4回勉強会)
- 費用の相当部分は税金で賄わざるを得ないと思うが、市民生活がどうなるかが心配。(第7回部会)
- 犯罪の処理に税金を使うことはなかなか納得できない。(第7回部会)
- 森林法を所管する県にも応分の負担を求めていくべき。(第7、8回勉強会)

⑥ 再生について

- 植生の回復はコスト次第。要は最終的にどういうものを要求されるかである。
(第9回部会)
- 跡地は環境教育的な施設があってもいいと考えていたが、今は緑地以外には考えられない。(第9回部会)

⑦ その他

- 第3セクターなど、対策費用を地域に還元できるような処理方法を考えてもらいたい。(第12回部会)

3 まとめ

このような意見を踏まえて検討の結果、当部会としては検討内容について以下のように提言としてまとめることとした。

(1) 市民協働による不法投棄の再発防止について

再発防止について	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物の処理は国家レベルで対処すべきことであり、国に不法投棄の防止策と不法投棄された産業廃棄物処理費用の負担を求めること ② 市及び市民にできること <ul style="list-style-type: none"> ア 当事案の今後の監視あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織（市民参加型の委員会）を設置すること イ 循環型社会の構築に努めること
役割分担について	産廃行政の所管については県以上のレベルとすることが望ましく、そのような仕組みの構築を国・県へ働きかけること

責任追及について	排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること
----------	---------------------------------

(2) 現地の廃棄物処理方策について

責任追及について	排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること
今後の対策について	<p>① 全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等に対して責任に応じて撤去を求めること</p> <p>② 代執行も止むを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類などそれ以外の廃棄物については、選別状況やモニタリング調査結果などを踏まえて判断すること</p> <p>③ 選別・撤去にあたっては、資源としてのリサイクルの可能性も考慮すること</p> <p>④ 地権者及び地元等の理解を得られれば、現場での廃棄物の処理施設設置も考えられること</p>
費用負担について	<p>① 代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること</p> <p>② 引き続き国・県へ財政支援を求めること</p> <p>③ 対策の実施にあたっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること</p>
再生について	コストを考慮したうえで、植生による緑化が適当であること

(3) その他

その他	対策実施にあたっては、地域経済に寄与できるような方策を検討すること
-----	-----------------------------------

II 参考資料

- 資料 1 再生ビジョン部会における検討経過
- 資料 2 第5・6回部会説明資料
- 資料 3 再生ビジョン部会委員名簿
- 資料 4 部会概要（1回～12回）

再生ビジョン部会における検討経過

第1回	H16. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副部会長選任 ・ 市民参加の勉強会開催
第2回 (第1回勉強会)	H16. 7. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄現場の状況等の説明 ・ 勉強会の継続的開催
第3回 (第2回勉強会)	H16. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産廃対策のスキーム
第4回 (第3回勉強会)	H16. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止にむけて ・ 業者・行政・市民の役割
第5回 (第4回勉強会)	H17. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止の仕組み(吉田私案)
第6回 (第5回勉強会)	H17. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止の仕組み(吉田私案) ・ 恒久的な委員会等の設置
第7回	H17. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術部会の検討状況 ・ 岐阜市環境基本条例（仮称）の概要
第8回 (第6回勉強会)	H17. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案
第9回	H17. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術部会のまとめ（案）の概要
第10回 (第7回勉強会)	H18. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案
第11回 (第8回勉強会)	H18. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、県、国、業界の役割分担
第12回	H18. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会まとめ

第5, 6回部会（第4, 5回勉強会）説明資料

I 第4回勉強会の目的：産業廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成を市民と行政が協働して岐阜市に実現するための具体化する仕組みづくりを考える。

II 議論のための資料

1 産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会：6つの問題点の指摘

- 1) 行政内部の問題点
 - (1) 産業廃棄物（以下、産廃という）行政の甘さ
 - (2) 市民の情報提供に対する的確な対応不足
 - (3) 職員の認識不足
- 2) 連携の欠如
 - (4) 関係部局間の連携不足
 - (5) 県行政との連携不足
 - (6) 警察との連携不足

2 今後の対策（第2回勉強会資料参照）

- 1) 連携システム
 - (1) 市民モニター制度
 - (2) 県との連携
 - ① 連絡会議
 - ② 共同監視システム
 - (3) 司法との連携
 - ① 共同指導システム
 - ② 人事交流
- 2) 再発の防止策
 - (4) 基金の創設
 - (5) 優良事業者表彰制度
 - (6) 情報公開
 - (7) 市民啓発

3 第3回勉強会のポイント（第3回議事録参照）

- 1) 再発防止のための委員会の設置
- 2) 環境教育の必要性
- 3) 監視システムの構築
- 4) 行政の責任感の強化
- 5) 県や警察との連携の必要
- 6) 循環型まちづくりの提案

III 委員会の設置（仮称：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会）

1 目的：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会（仮称）は「環境都市宣言」の実現を目標として椋洞に不法投棄された産業廃棄物を迅速かつ適切に処理するとともに不法投棄の再発防止と循環型社会形成のための諸施策を考えることを目的として設置する。

2 役割

- 1) 啓発活動（環境意識の改革）
 - (ア) 「産廃防止を考える市民会議」（以下、市民会議という）の創設と支援
 - (イ) 産廃不法投棄監視モニター制度
 - (ウ) 環境教育の推進（小中高生を中心とした環境教育プログラムの開発）
 - (エ) 環境資源に関する情報提供
 - (オ) 環境整備推進のモデル事業の推進（環境にやさしい企業、学校、役所の整備事業の紹介）
- 2) 環境ビジネス支援
 - (ア) 優良事業者表彰制度
 - (イ) 循環型事業の支援
 - (ウ) 産業廃棄物の利用用途の拡大の支援
- 3) 椋洞産廃の撤去の実施と監視
 - ① 産廃処理の進捗状況のチェック
 - ② 産廃処理方法の定期的チェック
 - ③ 周辺環境の定期的チェック
 - ④ 処理費用請求と徴収状況の定期的報告
- 3 組織（構成員）
 - 1) 市役所
 - 2) 市民代表
 - 3) 事業者代表
 - 4) 警察関係者
 - 5) 岐阜県の環境担当者
 - 6) 議会代表
 - 7) 学識経験者（環境・産廃の専門家及び街づくりの専門家）

（注1）新たな委員会の立ち上げではなく既存の委員会を改組する方がよい。事業内容は「環境審議会」（？）や「循環型社会委員会」（？）のなかに位置づけるのがよいのではないか。

（注2）こうした事業推進のための資金の調達をどうするか。市民の税金だけでなく排出事業者も相当の負担をすべきであり、産廃税の導入も視野に入れるべきである。

IV 今後の検討課題

- 1 椋洞産廃の処理：①処理方法、②費用負担、③撤去作業の目標（量と期間）
- 2 市民会議の運営・組織・費用のあり方を考える：市民と行政が協働しながら、環境都市宣言（平成14年9月）に恥じない街づくりを考え、実践する

再生ビジョン部会委員名簿

(委 員)

(50音順・敬称略)

氏 名	職 名
大 野 涼	常磐自治会連合会長
衣 笠 三 男	岩野田北自治会連合会長(H16.5.27～H17.3.31)
宇 留 野 史 朗	岩野田北自治会連合会長(H17.4.1～)
木 村 正 信	岐阜大学応用生物科学部助教授
駒 宮 博 男	ぎふNPOセンター理事長代行
清 水 佳 子	環境市民ネットワークぎふ代表
○ 富 樫 幸 一	岐阜大学地域科学部助教授
肥 後 睦 輝	岐阜大学地域科学部助教授
◎ 吉 田 良 生	朝日大学経営学部教授

◎:部会長 ○:副部会長

●第1回再生ビジョン部会概要

日時	平成16年5月27日(木) 16:25～17:30
場所	岐阜市役所高層部4階 4-1会議室
出席委員	駒宮委員、清水委員、富樫委員、肥後委員、吉田委員
傍聴者	なし
次第	1 開会 2 部会長・副部会長選任(部会長に吉田良生教授、副部会長に富樫幸一助教授を選任) 3 地元説明会について(資料に基づき説明) 4 次回日程について
議事概要	<p>【部会長・副部会長について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の互選により、部会長に吉田良生委員を選任、副部会長に富樫幸一委員を指名 <p>【説明事項要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月下旬に地元4校区で実施した地元説明会における意見等の説明(550名の市民が参加) <ul style="list-style-type: none"> 責任の所在と対処について、対策経費について、再発防止について、説明会・広報について監督・指導について、法規定について、環境等調査について、その他環境について、住民の通報への対応について、周辺対応について、今後の対策について、産廃の政策について、その他 5月20日付で地元4校区の自治会長から提出された意見書の説明 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉を最優先、環境保全対策と地区の再生、環境都市・岐阜の代名詞となるような格別の対応 <p>【今後の部会等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の不信感、不安感をどのように解決していくかが最大の課題。 再生ビジョンそのものの中にもう少し市民に参加していただきたい。市民の参加の道筋をつくるのが一番大きい。 市民レベルで積極的な動きもあり、そういう市民を巻き込める会議があればより知恵が出る。 今回の事例を環境教育のきっかけに何とかできないか。 コンピューターによる3D画像又は立体模型で、過去と現在を立体的に表示すると分かりやすいのではないか。 国の制度は万全ではなく、問題を生じているが、市、県、住民がどうすべきか答えられるものを用意する必要がある。 当部会としては、市民参加によるテーマ別の勉強会を開催するのが適当ではないか。 市民、行政、委員をコーディネートするのは委員では無理。従って、コンサルなど第三者に依頼するといった仕組みづくりが必要。 市民参加は最終的な課題で、最初から市民が参加することには危惧を抱く。 市はもちろんだが、外部から見ると地域の住民にも責任があると思われる。 市民の責任が何だったのかを明確化することにより、市民が責任を持って参加できると思う。 当部会で資料等たたき台を用意し、意見交換など話し合いを持つのが良いのではないか。 部会の回数を減らしても、委員と住民が直接話し合うのも一つの手である。 地元の不安の解消と合併問題への影響を考える必要がある。 テーマについて4つ程度の柱を立てて順次進めていくのが良いのではないか。 産廃と一般廃棄物の違いといった基礎的な知識について、市民にレクチャーして欲しい。 市で策定した環境基本計画をもとに勉強会をやるといったことも広義では重要になってくる。 市民に何が起きているのか理解してもらうためにも、具体的なCG作りを市民と協働

	で実施してはどうか。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、住民の直接的な不安や不信感を解消するにあたり、できる限り市民との協働による取り組み方を検討する。 ・ 産廃処理、リサイクル、再生後の緑化、環境教育など、市民参加によるテーマ別の勉強会を順次開催していくこととする。 ・ 次回部会は勉強会のかたちで、7月3日(土)13:30から開催することとし、場所等詳細については事務局から後日連絡する。
資料請求等	なし

●第2回再生ビジョン部会概要

日 時	平成16年7月3日(土) 14:00~16:30
場 所	岐阜市北部コミュニティセンター大集会室
出席委員	大野委員、衣笠委員、駒宮委員、清水委員、富樫委員、肥後委員、吉田委員
一般参加者	45名(話し合い参加者30名)
次 第	1 開 会 2 岐阜市からの提供資料・説明 3 資料説明についての質議 4 話し合い
議事概要	<p>【勉強会の開催について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃の問題により破壊された自然をどう再生していくかという点と今後こういう問題が再発しないような仕組みづくりについて、再生ビジョン部会としては、市民と協働で、一緒に考えていきたい。この問題は短期間では片づかないと思われるので、何らかの会を作り検討していくということも考えられる。市からの説明の後、車座になり意見交換をしたい。 <p>【岐阜市からの提供資料・説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)産業廃棄物について (2)不法投棄現場の状況 (3)豊田市の事例 <p>【資料説明についての質問等】</p> <p>(意見) ダイオキシン類は基準内とのことだが、注意していく必要がある。</p> <p>(質問) 一般廃棄物と産業廃棄物の割合は。アスベストの分類はどこか。</p> <p>(回答) 平成13年度は一廃5,209万t、産廃40,024万t。アスベストは産廃に分類される。</p> <p>(質問) 硫化水素の発生原因は。</p> <p>(回答) 石膏ボードに含まれる硫黄分が、微生物の作用により空気のない状態で還元されて発生する。</p> <p>(質問) 善商への排出事業者は特定されているのか。</p> <p>(回答) 一部は特定されているが、今後更に調査を進めていく。</p> <p>(質問) 東海環状自動車道の関係での委員はいないのか。</p> <p>(回答) 現在は入っていないが、今後必要があれば検討していく。</p> <p>【話し合いでの意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員が考えているこの勉強会のビジョンを示してほしい。 ・椿洞問題の処理と再生プランの二つを考えていく上では、責任追及と再生プランの二つの側面のビジョンを示して議論する方が良い。 ・今後勉強会を継続するにはコアになる人のグループが必要で、そこで作られたビジョンを市長や議会に提出するというような市民解決の方法を探りたい。 ・対応検証委員会と対策検討委員会の役割分担について説明してほしい。 ・検証委員会はどのようにここまでになったのかの原因を追及する委員会で、学者・弁護士5人で構成している。検討委員会は、学者・自治会長・市議員他17人の委員で構成され、その中の技術部会では廃棄物の性状・量等を調査した上で対策・対応を検討し、再生ビジョン部会では地域再生について行政と市民が一緒になって当たっていききたい。 ・市民としてどういう協力ができるかの話し合いの場であれば意義がある。 ・まず原因究明をやらないと、その上に立つ計画はできないと思う。 ・排出事業者、建設業者、中間産廃業者を全て公表するべきだ。 ・ここに東海環状自動車道のサービスエリアを作る運動を一緒にやってはどうか。 ・私たちは「産業廃棄物を考える市民の会」に入ってやってきているが、再生ビジョン部会では、なにをやろうとしているのか。 <p>この問題についての岐阜市の解決の仕方を逐次情報公開していく努力をしない限り小</p>

	<p>さくなっていく。大きく拡げていけば市民の英知も結集されるので、検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政も頑張ってやっていたが、それでも甘かったと考えたい。 ・この勉強会は、検討委員会の再生ビジョン部会だけでは持ちきれない段階があるので、市民の声を聞き、再生ビジョンの内容をより充実して豊かなものにしたいのだと捉えたい。 ・問題発生から3ヶ月経ったが、実態はつかみにくいし、市民としては不安がある。是非、再生ビジョン部会だけでも市民参加という形でお願いしたい。 ・委員会は傍聴はできるが発言できないので、ここで委員長や市長との意見交換を検討してはどうか。
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この勉強会は、基本的には市民の意見を直接聞いて、検討委員会に反映させるためのものであり、できれば定期的に行いたい。 ・この会に核になって参加してもらえる方には、個別に連絡したい。 ・勉強会をこれからも継続していくことに賛同していただいたので、今後も何度か会合を重ねていきたい。
<p>資料請求等</p>	<p>なし</p>

● 第3回再生ビジョン部会（第2回勉強会）概要

日 時	平成16年11月28日（日） 14:00～15:45
場 所	岐阜市役所低層部3階 大会議室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、駒宮委員、清水委員
一般参加者	17名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 第1回勉強会以降の主な動きについて（岐阜市報告） 3 法的措置の流れについて（富樫副部会長説明） 3 意見交換 「ケーススタディ ～産廃対策のスキームについて～」 4 次回日程について
議事概要	<p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄された産廃をどう処理するかということ、それから再発防止と、市民の信頼回復をどう取り戻していくのかということを考えるのがこの委員会の大きな役割だと考えている。 ・また、あの土地の抵当権の問題など難しい課題もあるが、安全性を確保するための取り組みの進め方についても皆さんと考えていきたい。 <p>【第1回勉強会以降の主な動きについて】：岐阜市説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回勉強会（7月3日）以降の主な動きについて、岐阜市環境事業部から報告 <p>【法的措置の流れについて】：富樫副部会長説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の示した指針等に基づき、行政処分等に関する法的措置の一般的な流れを説明 <p>【意見交換 「ケーススタディ ～産廃対策のスキームについて～」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証委員会の報告書では市会議員の責任はあやふやにしており、行政だけが犠牲になろうとしているやり方は非常に気に入らない。 ・排出者や収集運搬業者は責任追及が進められているが、根本的な責任は発注者にあり、その部分を法的に問える仕組みにしていく必要がある。 ・ボーリング調査の結果や、どこの解体業者がどこの収集運搬業者に発注したのかといった部分を早く聞かせてもらえると市民としては分かりやすくなるのではないかと思う。 ・再生ビジョン部会というものの役割をもう少し明確に説明してもらいたい。 ・地元の私が一番懸念しているのは、いわゆる専門家と言われる人たち、岐阜市とは何の関係もない人たちが来て、私の印象では非常に不安をあおり立てるような発言が非常に多い。だから、地元としては、これは何が何でも撤去してもらわないと困るという方に向けていってしまうことだ。しかし、それをやろうとすると莫大な金額がかかってしまうが、それはとんでもないということになり、もめることになってしまう。だから、金をかけないで、本当に安全に処理する方法はないか、これを目指す。そういうのがこの再生ビジョンの一つの目的ではないかと思う。 ・岐阜市の調査結果を頭から全く信用していない市民がたくさんいる。従って、専門家の意見をしっかり聞いて市民が信頼できる調査をやり、それを市民に説明してもらうことが重要だ。 ・どうしても必要なことは、やはり市民の税金でやるべきだと思う。必要な調査だということをはっきりと我々がわかるような内容で説明してもらえば、市民の方も理解できると思う。 ・再発防止がこの委員会の一つの目的だということだが、これは処分場ができない限り、絶対に解決の方法はない。

- ・(部会長) 企業によるリサイクルの徹底などによって処分場に持っていく量を減らすのが基本だと思う。また、市民も分別の徹底などライフスタイルを変えていく必要があり、再生ビジョンの中で、そういった長期的な教育を考えることも必要だろうと考える。
- ・地域外からみえる人が不安をあおるようなことを言うが、内容物の調査次第では20年くらいかけて処理してもらえばいいと思う。ただ、内容物が分からない段階で詰めた議論はできないのではないかと。また、費用にしてもまず原因者から徴収するのは当然として、それ以外に、行政、議会、企業、市民がそれぞれ良識ある判断で負担していくことを考えたらいいのではないかと。
- ・(部会長) 善商との交渉経過や負担能力などをまず情報提供し、その後のスキームを議論していきたい。また、調査結果を踏まえて、処理に要する費用や期間といった点を判断しなければならぬが、その詳しい議論は3月以降にしていきたい。
- ・(部会長) こういった問題は日本だけでなくEUなど世界中で起こっており、岐阜市だけで解決するのは無理であろう。従って、この委員会として考えなければならないのは、解決に向けて誰がどういう役割を果たしていくかということであろう。3月までにできるだけそういった点を議論していきたい。
- ・現在進めている調査状況を市民として見るができるよう配慮いただきたい。
- ・市民がそれぞれの所属する組織や会社などいろいろな場所で話し合いをしていただき、それをこの委員会に持ち寄り、一歩ずつ積み重ねていくことをやっていきたいと思う。
- ・共通認識を持つために、過去の経緯についてまとめたものをいただきたい。
- ・この勉強会の趣旨やルール、メンバーといったことを文書で示してもらえれば分かりやすい。
- ・ボーリング調査は井戸を掘ると変わらないから、そんな現場への立ち入りよりもむしろ、ボーリングされたものの中身を公開して見せてもらうことが重要だ。
- ・問題になっているのは産業廃棄物ばかりでなく、一般廃棄物でも焼却灰の捨て場所がない。だから、産業界ばかりではなくて、市民一人ひとりの問題という認識で取り組まれるべきではないかということで、次回、意見交換してはどうかと思う。
- ・住民としては水質が一番不安であり、簡便な方法で市民も自分たちでやれるような水質調査手法を提供してはどうか。
- ・参加者が比較的今日も少ないが、少ないのは現実なので、ここを起点にして、市民、私たちの地域も含めて、関心を寄せなければならないような方向へ持っていくことが大事ではないかと思う。

まとめ	
-----	--

- | | |
|-----|--|
| まとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・次回勉強会は、12月19日(日)に開催することとする。 ・テーマは、市民、市、県、国、産業界それぞれの役割はいかにあるべきかといったことについて意見交換を行いたい。 |
|-----|--|

資料請求等	①善商事案の経過 ②再生ビジョン部会の位置づけ
-------	-------------------------

意見箱提出意見	4通
---------	----

● 第4回再生ビジョン部会（第3回勉強会）概要

日 時	平成16年12月19日（日） 14:00～15:45
場 所	日光コミュニティセンター 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、大野委員、衣笠委員、清水委員
一般参加者	24名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 勉強会趣旨説明（吉田部会長） 3 意見交換「再発防止に向けて～業者・行政・市民の役割～」 （ワークショップ形式にて2グループに分かれて実施） 4 まとめ、次回日程について
議事概要	<p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加・市民との協働、市民と行政とが一緒になってこの問題を解決していく必要があるため、この勉強会を開き、市民の方と再生ビジョン部会委員の協働により作業して、それを検討委員会の方に上げていくという形をとりたい。 ・まちづくりの一環としてこの産業廃棄物の問題を考えていく必要がある。市民と行政と議会が協働して素晴らしい環境を未来を担う子供たちに残し、市の職員が一丸となって環境問題に取り組み、環境産業にかかわるモラルの高い企業経営者を育成していきたい。 ・本日は、二つのワークショップの中で、国と県と市とそれから市民、それぞれがどういう役割を果たすべきなのかについて議論し、例えば市民会議のようなものを提言して、市でそれを立ち上げてもらうような会議があり得ないのかについて、議論を願いたい。 <p>【意見交換 「再発防止に向けて～業者・行政・市民の役割～」】</p> <p>○ワークショップ（1グループ）での自由発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（部会長）～ 一般廃棄物と産業廃棄物の違い及び産業廃棄物の流れについて説明し、今日の課題、①国、県、市、市民等の役割、②問題が二度と起こらない仕組み、を説明 ～ ・廃棄物処理の仕組みを知っているとこの問題が起きたわけが分かる。 ・岐阜市の環境推進員の方々や環境審議会の働きについて聞きたい。 ・ここは一般的な勉強会の場だが、市から一般的な答えができる人に来てほしい。 ・市民が通報したら、市の職員に通報者が同行して納得できる説明がされるべきだ。 ・再発防止対策は、他での事例もあるだろうが、岐阜の特性を前提にして議論をするべきだ。 ・（部会長）岐阜には処分場がないが、循環型の社会を作るためには処理する仕組みが必要だ。 ・行政の免罪をすることではいけなく、岐阜市の問題の解明をした後に再生を検討するべきだ。 ・全体的な問題は国の問題であり、市民としては国や企業にごみを出させない仕組みを作りたい。 ・産廃は市民も出しているの、我々もどうするかを考えないといけない。 ・適正に処分されない場合の罰則が必要だ。市民も信頼できる処分業者に依頼する必要がある。 ・排出者責任だけでなく、発注者責任を問う必要がある。 ・市民がいろいろ通報したが市は及び腰だったので、市の職員には権限を持ってもらいたい。 ・市民レベルで御嵩の会議と一緒にやってはどうか。（反対意見有り） ・岐阜県は環境村ぎふを5圏域に分けてやっているの、レポートしてもらってはどうか。 ・会議は市民が監視権限を持つオンブズマン的組織にし、行政は産廃Gメンを手当てしてほしい。 ・市民皆で監視をやらなければならない。 ・（部会長）市民会議を作ると抑止効果があるだろうと思われるので、市民と何らか協働できる仕組みとして市民会議を立ち上げてほしいと提案したい。

○ワークショップ（２グループ）での自由発言要旨

- ・（副部会長）～ 産業廃棄物処理の概要説明 ～
- ・一般ごみについては岐阜市が責任を持っているが、産廃については岐阜市だけに責任があるわけではなく、国の役割等もある。システム自身が非常に不十分だ。
- ・（副部会長）今回は、排出事業者や収集運搬業者の法的な責任追及がされている。
- ・国の責任で一番大きいのは法の問題で、特に土壌と地下水の汚染が非常に問題になってくる。
- ・排出事業者の責任が今回初めて問われており、徹底してやるのが岐阜モデルにつながる。
- ・循環型まちづくりとか、古い建物をいかに長く使うかを考え、新しいものを使う方が費用が安く効率的だというシステムを変えるべきだ。
- ・産廃の場合は建築資材の塩ビ類をダイオキシンが発生しないようなシステムになっていない。
- ・コンクリートや木くずの中にアスベスト等有害なものが捨てられているならば非常に問題だ。
- ・末端職員の処分で問題の幕引ならおかしい。３人しか常勤担当職員がいなかったのが問題だ。
- ・まず調査の段階からの市民参加を前提にしてほしい。
- ・（副部会長）市に対しては善商に対して市民の立入調査を認めさせるようにお願いしたい。
- ・解決権を市民の側によりスタンスを移すことが大切だ。
- ・住民参加の前提は情報開示だ。
- ・今、岐阜市民には産廃への意識や関心がほとんどない。
- ・市議会に百条委員会の設置を請願したが、未だに開かれない。
- ・この勉強会をやったことが実績となって終わるだけなら不満だ。
- ・今は民地だから市民が入れないが、地権者が市に土地を寄附してくれば入れるようになる。
- ・民地でもダイオキシン等の可能性の高い場合は行政は立ち入りチェックしなければいけない。
- ・検討委員会や特別委員会等も入っており、民地だから入れないということではない。
- ・市から調査結果が出されるが、なぜその調査をしたのかという全体像を知りたい。
- ・安全性の検証が問題で有害物の有無の確認が大前提だが、検討委員会への不信もある。
- ・（事務局）30mメッシュという環境省の支障除去方針に沿ってやっており、緊急調査で上の方は木くず、下の方はガラが中心だったので、検討委員会に諮って有害物の調査地点を設定した。
- ・市立の薬科大学にもっと協力してもらってはどうか。
- ・技術部会の人々が現場に立ち会うべきだ。
- ・市民参加ということで、市民が現場に入れるようにしてほしい。
- ・御望山も調査してほしい。
- ・岐阜市民は全国一律の健康な成人の環境レベルでいいのか、もっと高いレベルがいいのか。
- ・（委員）それは市民の側から出していくといい。
- ・（副部会長）市は地下水保全条例も作っている。
- ・鉛のデータが岐阜大学の調査では基準の倍以上出ているとのことだ。
- ・それは雨の多いときにとったサンプルだ。
- ・再生ビジョン部会の検討対象に東海環状自動車道を入れるべきだ。
- ・（副部会長）その権限は都市計画審議会にある。

まとめ

- ・市民会議のようなものをつくり、できるだけ市役所の職員が動きやすくし、市民の方にもっと監視の目をもてるような仕組みをできるだけ早くに立ち上げてほしいという提言をできれば次回ぐらいにまとめたい。
- ・本日の意見については、まとめた結果を次回報告する。
- ・次回は平成17年2月6日午後2時から、北部コミュニティセンターで開催する。
- ・次回の勉強会では本日の続きで話し合うこととする。

資料請求等

なし

意見箱提出意見

8通

● 第5回再生ビジョン部会（第4回勉強会）概要

日 時	平成17年2月6日（日） 14:00～15:45
場 所	北部コミュニティセンター 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、衣笠委員、清水委員
一般参加者	18名（報道関係者除く）
次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 これまでの経緯について 3 詳細調査の実施状況について 4 勉強会趣旨説明 5 意見交換「再発防止の仕組み（吉田私案）について」 6 次回日程について
議事概要	<p>【これまでの経緯について】：事務局より概要説明</p> <p>【詳細調査の実施状況について】：事務局より概要説明</p> <p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会は時限的なものであることから、委員会解散後どうするかという点と、こういった問題が二度と起こらないようにするにはどうするかという2点について、皆さんと考えていきたいというのが勉強会を立ちあげた趣旨である。 ・それをどのように進めていくかということについて今日は意見交換をしたいと考えていたが、調査に係る質疑で時間がかかってしまったため、前回の勉強会の概要報告については省略させていただくので、配布資料を読んでおいていただきたい。 ・今日は、吉田私案として配布した資料について説明し、意見をいただきたい。 <p>【意見交換 「再発防止の仕組み(吉田私案)について】</p> <p>○吉田部会長から、私案について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会が解散後、今回の事案対策の進捗などを今後チェックし、監視していくための委員会のような仕組み、体制づくりが必要である。 ・そのためのポイントとしては、大きく分けると以下の2点になろう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 環境都市宣言の実現に向けて、市民と行政が一緒になって取り組んでいくための仕組みの構築 ② 投棄された廃棄物の処理の継続的な監視 ・また、上記組織の役割としては以下の点が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民全体の環境意識の啓発（例えば教育プログラムやモニター制度など） ② 優良環境ビジネスの育成・支援（例えば優良事業者の表彰や助成など） ③ 椿洞の産廃対策に対するチェック（例えば新技術の導入への助言など） ④ 処理費用の請求・徴収に関する検討 ・構成としては、市民代表・事業者代表・行政関係機関・司法機関・学識経験者など ・市にはすでに環境審議会があり、そこで取り組んでもらうことも考えられる。

○意見交換

- ・法律上のことはよく分からないが、産廃対策は県か、あるいは東海3県の組合立といった広域的な組織で対応するようにすべき。
- ・東海レベルよりさらに上の国レベルで対応すべき。
- ・岐阜市という行政機関も被害者だと思っているが、産廃問題は法律的な問題も含めて国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むことは絶対やってはいけない。
- ・基本的には賛成だが、現在設置されている会議との整理など細部を詰めないと画餅に帰す恐れがある。
- ・今回の根本は本質的に国家レベルの問題であり、国・県も巻き込んでいく必要がある。提案されたような委員会がそういった原動力になればと考える。
- ・組織構成案の中に市民代表とあるが、興味のある人が参加するだけで、内輪だけの話になってしまい、今日のように意見がバラついてしまう懸念がある。
(部会長) 意見がバラバラであるのは今の時点では悪いことではない。コンセンサスを得るためにも何回も会議をするもので、皆が同意見ならば1回だけでいい。
- ・事件発覚から1年になるが、自分たちの思いが伝わらない歯がゆさがある。また、警察などとの連携を密にして、一層の情報提供を進めてもらいたい。
- ・この勉強会での意見を反映させて次の委員会へ発展させ、市民の不信感や不安感を払拭しながら関わっていける部門を広げていきたい。
(部会長) 国を動かすためにも、こういった組織を立ち上げ、岐阜市から情報を発信していただきたいと思う。また、環境審議会という組織がすでにあるので、その中に立ち上げていただければありがたい。

まとめ

- ・新たな仕組みづくりについては、次回さらに検討する。
- ・4月以降の勉強会では、詳細調査結果も踏まえた処理方法や費用の問題などをテーマとし、11月ぐらいを目途にまとめたいと、検討委員会で提案したいと思う。
- ・次回は3月6日(日)に日光コミュニティセンターで開催する。

資料請求等

当日の勉強会趣旨に係るレジュメ

意見箱提出意見

なし

● 第6回再生ビジョン部会（第5回勉強会）概要

日 時	平成17年3月6日（日） 14:00～15:30
場 所	日光コミュニティセンター 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、大野委員、清水委員
一般参加者	21名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 勉強会の概要について 3 第5回勉強会趣旨説明 4 意見交換「再発防止の仕組み（吉田私案）について」 5 その他
議事概要	<p>【勉強会の概要について】：富樫副部会長より説明（資料1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回は産廃問題の基本的な問題点の理解をテーマに行った。第2回から4回までは今回の事案だけではなく、今後産廃問題を考える上でどういう取り組みが必要かということの主眼に開催した。 ・様々な意見があるが、意見を集約していくためにはこうしたことを繰り返しやっていく必要がある。 <p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長より説明（レジュメ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃問題は、樫洞の事案を処理したら済むというようなものではなく、環境都市の構築と今回の事案処理という2点を兼ね備えたような委員会を設置したらどうかと考えている。 ・具体的な撤去方法についての議論は結果がまとまる次回以降に行うこととして、本日は、この再発防止の仕組みづくりについてご意見いただきたい。 ・勉強会での意見全てを委員会の提言に反映はできないと思うが、できるだけ採り入れていきたい。 <p>【意見交換「再発防止の仕組みづくりについて」】（参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本当に安全なのかが一番心配な問題であり、そこをもう少ししっかりやってもらいたい。 ・市民の参加が減っているが、勉強会の内容が堂々巡りしている気がする。 ・これまでステップを踏んだ結果、再発防止の組織や監視システムを作り上げていくところまでやっとこられたと考えている。 ・そういう委員会を設けることは必要。ただこれは工学部的な問題ではなく、法律の問題だと思う。 ・委員会の設置は賛成だが、ある程度権限を有した意味のある組織にする必要がある。 ・産廃問題は国や県が責任を持って、市レベルでなく広域的な単位でシステム化すべき。 ・事業者や弁護士なども含めて産廃問題をシステムの的に練っていけるような協議会をぜひ構築していただきたい。 ・新組織の委員会は住民の声が全部通るようなものにしてほしい。 ・市の納税者人口で割れば、1人あたり10万円もかからずに全て処理できてしまうのだから、費用を分担して早く処理しましょうというのが一番。 ・多くの人がこの問題に関わっていくという意味で委員会の立ち上げには賛成。 ・市民代表の枠を広げ、権限を持たせるという形でいけるならばいいと思う。 ・環境問題の根本は住民の意識だと思う。ごみ問題は私たちにも責任があり、出口ばかりでなく入口も押さえていかねばならない。

- ・市民への啓発や情報提供を責任もって分かりやすくやってもらうためには、こうした委員会は必要。
- ・委員会を設置した場合、現場をしっかりと見せてもらえるような形をとってもらいたい。
- ・化学物質などの発生源を断つための研究を、これを機に産官学協働でやってもらいたい。

まとめ	
-----	--

- | | |
|-----|--|
| まとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題を考えるには、国や産業界に動いてもらう必要がある。市レベル以上の部分に対する注文も含めて、市民の強い声を踏まえた附帯事項として提案に含めていきたい。 ・再発防止の委員会については、これまでの検討をベースとして、委員会の原案としてまとめていく。 ・次回開催予定については、技術部会の検討も踏まえて、5月末ぐらいに開催したい。 |
|-----|--|

資料請求等	なし
-------	----

意見箱提出意見	4通
---------	----

● 第7回再生ビジョン部会概要

日 時	平成17年10月17日（月） 14:00～15:30
場 所	岐阜市役所 低層部4階 全員協議会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、宇留野委員、駒宮委員、清水委員、肥後委員 （再生ビジョン部会以外の委員）佐藤委員、西川委員
一般参加者	15名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 部会趣旨説明 3 司法の動き、自主撤去状況、アクションプラン（報告） 4 技術部会検討状況（説明） 5 岐阜市環境基本条例（仮称）の概要 6 討 議 7 まとめ 8 閉 会
議事概要	<p>【部会趣旨説明】：吉田部会長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会では、技術部会において技術的な問題を検討しているが、その結論が出てから再生ビジョン部会が議論をするのでは遅いと考え。再生ビジョン部会での討議を迅速に進めるため、技術部会における検討状況、これまでの調査結果などについて事務局から説明を受ける。 <p>【司法の動き、自主撤去状況、アクションプラン】：資料1により事務局から報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜地方裁判所の判決の一覧表により報告。 ・自主撤去状況により報告。 ・アクションプランを一覧表により説明。 <p>【技術部会の検討状況】：資料2により事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付資料は第7回技術部会の資料からの抜粋。 ・内部発熱については、b-30、b-31とも孔口温度に大きな変化は見られない。 ・場内・場外とも、アスベストを含むガス濃度、大気、地下水・河川水質などについて月1回継続的にモニタリング調査を実施しているが、これまでのところ大きな変化は見られない。 ・第7回技術部会では、「残置案」及び「全量撤去案」について検討した。 <p>【岐阜市環境基本条例（仮称）の概要】：資料3により事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの役割や責務を明記し、施策を総合的、計画的に実施をしていくことで、健康で文化的な生活を確保することに寄与していくのが基本条例であり、環境に関する規制、要綱、計画等を定める場合においても基本条例に基づいて実施していく。 ・パブリックコメント、環境審議会での審議の後に、来年度9月に議会で承認をいただきたい。 <p>【討 議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生ビジョン部会は再発防止の議論をしてきたが、技術部会での技術的な検討を踏まえ経済的、法律・制度的な面を含めて検討が必要である。勉強会での意見が全て委員会の答申に反映はできないが、市民も交え考えていく機会を設けたい。 ・環境基本条例に再生ビジョン部会からの提案、市民会議についての意見が入っていない。（事務局）市民会議的なものは、基本条例では具体的な体制等は明記されていないが、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備することとして位置づけられている。

- ・環境基本条例をこの部会で議論するのは場違いではないか。
- ・再生ビジョン部会は、再発防止、循環型社会の形成について、検討委員会とは別に恒久的委員会等をつくるべきだという立場であり、それを提案されたことは評価する。
- ・環境基本条例の主体は行政とされているが、行政が主体という発想自体を転換しないと環境保全等々はできない。市民からそのような意見が出た場合には対応されたい。
- ・再生ビジョン部会での意見を委員会へ出し、市民が主役であることを伝えればよい。
- ・コストをかければどのような環境でも復元できるが、何を復元したいか一番大事だ。
- ・対策方針案等の説明を受けて地域として住民に理解を求め、要望について考える。強いて申し上げれば全量撤去を要望している。
- ・具体的にどのように再生するのかを検討委員会で示し、それを自治会で検討すればよい。
- ・費用の相当部分は市民の税金で負担せざるを得ないが、市民生活がどうなるのか心配だ。
- ・犯罪の処理に市民の税金を使うことはなかなか納得できない。
- ・技術部会における具体的な検討を今年度中に終了したい。
- ・法的、財政的、技術的等の克服すべき問題は多い。
- ・早い時期に自治会には市から説明に行くべきである。
- ・技術部会で方法がある程度は選んでいただく必要がある。
- ・委員会で処理方法を選ぶ前に市民に公開して意見を聞くことが必要である。

まとめ	
-----	--

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・技術部会、再生ビジョン部会の討議を踏まえ、勉強会等で市民の意見を聞き検討委員会の原案としてまとめていく。 |
|--|---|

資料請求等	なし
-------	----

意見箱提出意見	1通
---------	----

● 第8回再生ビジョン部会（第6回勉強会）概要

日 時	平成17年12月4日（日） 14:00～15:30
場 所	市役所本庁舎3階 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、宇留野委員、大野委員、清水委員
一般参加者	13名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 技術部会における対策案の検討について 3 第6回勉強会趣旨説明 4 意見交換「対策案について」 5 その他
議事概要	<p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長より説明（レジュメ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策検討委員会としては、年度内に結論を出したい。 ・技術部会での調査や検討がされているので、技術部会で提示された処理の方法について、皆さんからの意見をお聞きしたい。 <p>【技術部会における対策案の検討について】：事務局より説明（資料1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの技術部会で検討された生活環境保全上の支障のおそれ及び対策案5案(残置案、全量撤去案、一部撤去案3案)の概要を説明。 ・費用について、国の三位一体の改革の動きの中で、産廃特措法による補助は、新たな事案については対象にならないということになっている。 <p>【意見交換 「対策案について」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)国では、三位一体の関係で、新たな事業は、特措法による補助の対象にはならないという方針が出された。 ・地下水の問題が一番重要で地下水のモニタリングが5地点だけでは不十分だ。 ・(事務局)地下水モニタリングは場外で最も影響が出ると思われる地点で調査を実施し、現状では有害物質等の影響は認められていない。 ・2点だけ井戸を掘り、異常がないと安全宣言をするのは乱暴だ。61箇所のボーリングのうち全部で有害物調査をしたのではなく、廃棄物の把握が不十分だ。 ・(事務局)毎月水質調査をして公表しており、汚染は見られていない。 ・一部残すのなら長期間の維持管理が要り、維持管理費が年間2億で100年ならば200億円が要り、全量撤去の場合と金額が同じになる。 ・工期やお金の問題等不確定な所があり、妥協点があるなら、妥協すればいい。 ・私達は岐阜市環境調査市民学術委員会を作り、市長にも何度も申入れてきたが話し合いや説明の場がなく、発言の場がここしかない。 ・専門家も入れて、具体的資料で協議する場を作るということは賛成だ。 ・私共の主催で12月17日に国会議員、専門家が入っての意見交換を考えている。 ・(部会長)ここでの意見は技術部会等に話題として検討するので無視はしない。 ・岐阜市の納税者17万人が1年1人1万出せば10年で170億となるがそれはできないと思う。全量撤去が名案であると同時に、全量残置も名案だ。 ・(部会長)コスト・負担の問題は真剣にここで考える必要がある。 ・地域の住民がどの程度郷土愛に根差すかによってこの問題は解決する。 ・全量撤去と覆土の土まで問題になるように汚染されているのか。 ・(事務局)全量とは全部を対象にして選別し、土は残しあとのものは処理をする案だ。 ・土とごみを分別するのはどうするのか。 ・(事務局)当然戻す土は汚染されていないことを確認して戻すことになる。

- ・重金属や六価クロムとかが出たら全部廃棄物だ。そういう有害物質がないという前提でやっている。前提が違えば全部変わるということは間違いない。
- ・有害物がなかったとしても、それは不法に自然の山と谷に捨てられ、全国から捨てられたわけだから撤去しないと再発を招く。それが率直な地元の方たちの心情だ。
- ・(副部会長)善商、収集運搬業者、排出事業者の責任追及、代執行により市の負担、特措法で国の補助金も厳しい状況、技術部会での五案は絶対的ではないこと、跡地の利用・管理、市民との意見交換、市議会での議論などの課題の中で結論を出すことになる。
- ・年内決着というが、なぜそう急がなきゃいけないか。当然全面撤去だ。お金の問題ではない。これから岐阜に住んでいく上で、地下汚染が残ることは考えられない。
- ・(副部会長)安全性を確保し財政的な負担をかけない一部残置は現実的な選択肢だ。
- ・市はこれは市全体の問題ではないと言うが、市全体が受けた大きな環境災害だ。
- ・(部会長)これは部分的な問題だと思うが、環境問題としては市全体の問題だ。
- ・排出者や排出者の県に対しても責任を追及し、市民の意識を高めることが必要だ。
- ・マニフェストの開示を請求したが、真っ黒で分からなかった。改革してほしい。
- ・(事務局)市の情報公開条例上、企業に関わる部分は非公開になっている。
- ・排出事業者には行政は撤去等を精一杯やらせてほしい。職員の不作為があるなら給料の返還とかあってもいい。あの土地が金融機関の物になるなら市民は不満だ。
- ・地元の人の関心は飲んでいる水で、水質検査結果を住民に出しているのか。
- ・岐阜市はヘリコプターでの査察をやっているのか。
- ・不法投棄は夜に持ち込み土を被せて隠ぺいするから住民が見張らないと止まらない。
- ・市民に処理のために何万かの金額を負担させるべく市議会で提案されたらどうか。
- ・椿洞の校区に住んでいるが、行政と地元が協力し害のない今後も心配ない対策を住民も一緒に考えないといけないという意見が多い。実行可能で合理的な案を作るべきだ。
- ・基本的に私たちの生活の中から出るものでもあるので、私たちは再びこういうことの生じないためにはどうしたらいいのかを進めていっていただきたい。

まとめ

- ・今日の意見をまとめ、再生ビジョン部会や技術部会でも確かめておきたい。
- ・来年度の予算の中に生かすためには、年度内で提言をする必要がある。
- ・いろんな住民参加は必要だ。恒久的な委員会を作ってほしいと提案した結果、環境基本条例になると思うが、その委員会にぜひ参加してほしい。
- ・産廃税など我々ができることとできないこと、国に期待することなどを提言していきたい。
- ・この問題には100%満足のいく解決案はなく、誰しものが何らかの不满を我慢しながら解決していかざるを得ないが、それができるだけ小さくなるような方向を探していきたい。

資料請求等	なし
-------	----

意見箱提出意見	3通
---------	----

● 第 9 回 再 生 ビ ジ ョ ン 部 会 概 要

日 時	平成17年12月12日(月) 15:00~16:45
場 所	岐阜市消防本部6階 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、宇留野委員、大野委員、清水委員、肥後委員
傍聴者	10名(報道関係者除く)
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 部会議事録承認 4 技術部会まとめ(案)【説明】 5 審 議 6 まとめ 7 閉 会
議事概要	<p>【部会趣旨説明】：吉田部会長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術部会の最終案として委員会に報告されるまとめ案、技術部会のまとめを受けて、再生ビジョン部会としてどのようにとりまとめていくかについてご意見をうかがいたい。 <p>【議事録の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会議事録について承認 <p>【技術部会まとめ(案)】 資料：事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術部会まとめ(案)の概要を説明。 ・技術部会における検討事項、詳細調査の実施及びその概要、生活環境への影響、対策方針について。 <p>【審 議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術部会では残置、全量撤去、一部撤去が3案の5案を出している。安全性やコスト面をつめていく形になるが、市民合意、財政的な負担を考慮すると一部撤去案のうちどれかになるのではないか。 ・社会正義の観点、市民感情からも全量撤去は当然である。 ・撤去することにより二次災害発生も考えられる。安全を確保したうえで残置したほうが安全だという考えもある。 ・地元としては全量撤去以外のどのような対応にも理解を示せない。 ・国の補助が期待できないなかでどのように財政負担していくのか、全市的に考える問題である。 ・全量撤去の場合、処理費用をどうするか、犠牲になるところがでてくる。市民合意が難しいのではないか。 ・市民合意が得られた場合に岐阜市が出せる金額かどうかは検討できるのではないか。 ・市民主体の、監視委員会、実施委員会のようなものをつくれぬか。 ・植生の回復については、コストをかければどんなものでもできる。最終的にどういうものを要求されるかだ。 ・全量撤去で産廃をよそへ運搬するだけではかけたお金が消えてしまう。地元で立派な施設を造り処理したらよい。 ・跡地は環境教育的な施設があってもいいと考えていたが、今は緑地以外には考えられない。 ・地元から全量撤去の強い要望があることを委員会の中で主張していくが、それが必ずしも唯一の選択肢ではない。

まとめ	
	・市民全体で検討し、市民の安全、安心を担保することに最善の努力をする。
資料請求等	なし
意見箱提出意見	2通

● 第10回再生ビジョン部会（第7回勉強会）概要

日 時	平成18年2月5日（日） 14:00～15:30
場 所	北部コミュニティセンター2階 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、駒宮委員、清水委員
一般参加者	25名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委員会中間報告について 3 第7回勉強会趣旨説明 4 意見交換「対策案について」 5 その他
議事概要	<p>【委員会中間報告について】：吉田部会長より一部撤去の基本的な考え方について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術部会では、残置、一部撤去、全量撤去のいずれの案を採用しても、必要な対策を施すことにより、生活環境の安全は確保できるとの結論を出したが、だれが費用を負担するのか、不法投棄に携わった業者であれば当然全量撤去、税金ならば財政の負担等を考えると一部撤去が妥当である。 <p>【第7回勉強会趣旨説明】：吉田部会長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理費用を市民の税金で負担しなければならないのであれば、安全性とコスト、環境と負担のバランスも考えたい。 <p>【意見交換 「対策案について」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会中間報告は委員の総意ではない。 ・費用をだれが負担するから全量撤去、一部撤去という問題ではないので、全量撤去を前提として話を進めるべきだ。 ・県も森林の復旧命令を出しており、市だけで費用を負担しなくてよいのではないか。 ・全量撤去、一部撤去の議論ではなく、負の遺産を残さないように、お金をかけず早く処理するにはどうしたらよいか知恵を絞ることが大切だ。 ・不法投棄を行った者が大きな利益を得ている。費用を負担させるべきだ。 ・責任の順位は業者、次は市であり、現実として支払能力もあるが、責任に対する負担割合の問題があいまいなまま話が進んでいる。税金の投入は一つの案であるが、財政の逼迫は進んでおり、職員給与を下げるということもある。市民にも責任があると思うので、増税、何かを削るなどをしないとお金は出てこない。前提としてだれにどれだけの責任があるのかというコンセンサスがとれないと問題は解決しない。 ・補助金の問題等について他の府県等とスクラムを組んで国に要望していくべきだ。 ・排出者の責任を追及するために маниフェストを公開すべきだ。 （部会長）市は маниフェストを公開してください。 ・不法投棄現場に市民の立ち入りを認めるべきだ。 （事務局）現場は基本的に善商が管理している。市の管理であれば安全を確保した上での立ち入りも考えたい。 （部会長）市は現場に市民が立ち入る機会をつくってもらいたい。 ・水道水の汚染が心配だ。 （事務局）水源地については、検査を実施しておりデータも毎回公表している。 ・処理費用の問題は行政が考えることだ。

まとめ	
	・市、県、国、業者の間で負担を考える必要がある。
資料請求等	なし
意見箱提出意見	5通（うち、提出者がホームページでの公開を可としたもの3通）

● 第11回再生ビジョン部会（第8回勉強会）概要

日 時	平成18年2月18日（土） 14:00～15:30
場 所	岐阜市役所 本庁舎低層部 3階 大会議室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、大野委員、駒宮委員、清水委員
一般参加者	18名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 勉強会趣旨説明 3 意見交換 4 まとめ 5 閉 会
議事概要	<p>【第8回勉強会趣旨説明】：吉田部会長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の不法投棄について、岐阜市だけでなく、国、県、大きいのは業者がどのように責任をとるかが重要なことだ。今日はそれぞれの役割はどうあるべきかについて、皆さん方からご意見を出していただいております、これを参考にして話し合いを進めたい。 ・ 対策案についてはさまざまな意見があり、善商に対しては全量撤去を要求していかねばならないが、環境と財政的な問題の両方を考慮しなければならないという意見があり、現実問題として、どこまでを代執行で行うべきなのかというところで意見が大きく分かれています。 ・ 業者と国と県と市と、市民も入ると思うが、それぞれがどのような役割を果たすべきなのかについて議論いただきたい。 <p>【意見交換 「市、県、国、業界の役割分担について」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は平成2年に森林法の復旧命令を出しており現在まで継続しているが、一向に動かない。市と県とで調整する必要があるのではないか。 ・ 市はいつ、だれがどのように環境省に行ったかを書類で出して欲しい。 （事務局）公文書公開の手続きをお願いします。 ・ 産業廃棄物の処理は民間事業者が行うこととしマニフェスト等制度をつくったが、不法投棄はなくなる、国の産業廃棄物の行政施策がうまく機能していない。 ・ 県と市が一緒になり、環境省、国交省、経済産業省などに話を持っていかねばいけない。 ・ 協議会をつくり協議会に権限を与えマニフェストを公開すべきだ。 ・ 市民の場内立ち入りができるようにすべきだ。 ・ 一刻も早くあの不法投棄された廃棄物を処理することが目的であり、だれが悪いかといったことを論じるのが目的ではない。 ・ 違法行為がないものを含めて、マニフェスト全体を公開することは法的に可能なのか。 （事務局）マニフェストをもとに撤去要請を行っており、今すぐ公表することはできない。 ・ 経済性より岐阜市の環境を守り、子孫を守るためという思いで申し上げている。一部撤去だと不法投棄を許す土壤になってしまう。断固とした覚悟を持って、本気でこの問題を解決して、二度と起こさせないぞという覚悟を全国に示していくということがとても大事だ。 ・ お金の問題は協議会をつくり、排出者責任を追及していけば少しずつ解決していくと思う。 ・ 現場の近くに東海環状自動車道が計画されている。あそこの山のかなりの部分が残土とコンクリート廃材だ。高速道路を建設する場合の資源として活用できないか。 ・ 混合物を早く撤去してほしい。それが地元の大きな希望です。

まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会は今日が最後になるが、来週の火曜日にかかれる再生ビジョン部会で、県、国、市の役割についてきちんと明言をしたい。 ・これまでに8回勉強会を開き、非常に貴重な意見をいただいた。市民の思いも伝わってきたということに対して、皆さん方にお礼を申し上げたい。
資料請求等	なし
意見箱提出意見	なし

● 第12回再生ビジョン部会概要

日 時	平成18年2月21日（月） 13:30～15:30
場 所	岐阜市役所 本庁舎低層部3階 大会議室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、大野委員、宇留野委員、駒宮委員、清水委員、肥後委員
一般参加者	12名（報道関係者除く）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 部会の趣旨説明 3 対策案の概要説明 4 部会意見概要説明 5 部会まとめ案の検討 6 まとめ
議事概要	<p>【部会の趣旨説明】 吉田部会長より今回の部会の趣旨について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回を含め12回目となる部会のうち8回は市民が参加し意見交換できる勉強会という形で行った。2月24日に開催される検討委員会にむけて再生ビジョン部会のまとめを行いたい。 ・一つには再発防止をどうするか。二つ目には現地の処理・再生をどうするかを検討したい。 <p>【対策案の概要説明】 事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告は2案、3案をベースに検討していくことになっているが、両案とも混合物主体層を全て掘削・選別するものであり、違いは撤去する物である。 <p>【部会意見概要について】 富樫副部会長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会・勉強会で出された意見について、大きく分けると再発防止・役割分担・責任追及・対策・費用負担・再生の6項目について、資料1のような意見が出された。 <p>【再生ビジョン部会まとめ案について】 吉田部会長より説明し、検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の不法投棄では、建設系廃棄物が混合した状態で持ち込まれた。現在は分別解体等が進み状況は良くなっているが、今後も廃棄物は出てくるので、循環型社会を構築するべきだ。 ・ライフスタイルを変えることにつながるので、今後協議会を作って検討していただくことだ。 ・産廃の管理を国がすべきということは、法律を変えるということか。 ・制度が機能していないことが問題だ。全体のメカニズムの中で仕組みを考えたい。 ・産業廃棄物は広域的に持ち込まれたので、広域的に対応する必要があるが、国が全て監視するのは難しい。県と市の連携も必要だ。 ・国が枠組みを作り、県が警察と連携して行い、市町村と市が監視するなど、それぞれの役割を果たすことが大切だ。 ・事件についてどう処理するかを、協働組織を作り上げることをメインにして、国・県・事業者・市・市民の役割分担を、現場の意見を聞き、話し合う中で構築していけばいい、現場の処理については全量撤去が軽視されている。 ・今回の委員会では市民の意見を聞くため、できるだけ勉強会を開催した。やり方は満点ではないかもしれないが、今後よりよいものにするため、活かしてもらいたい。 ・責任追及では、行政・県・国・市議会の責任が抜けている。 ・行政の責任追及は、検証委員会で行う事で、この委員会では意味合いが違う。 ・行政の不作為の責任はあるが、分けて考える必要がある。森林法の責任は別にして、廃棄物処理法上、国、県に責任はない。 ・再発防止の観点では、今後二度と起きないようにするためには、排出事業者等への責任追及が必要ということだ。再発防止のための県・市の役割分担を図るための委員会を作ってもらいたい。

- ・対策については、まず、不法投棄行為者に撤去をさせる。次に問題あるものは掘削して分別し、燃えるものは燃やし、リサイクルできるものはリサイクルし、コンクリートは残す。
- ・技術部会は現時点では支障のおそれがないとしているが、孫子のことを考えて全量撤去を言ってきた。全量撤去の意見があったことを記録してほしい。地元にも事前によく説明してほしい。
- ・全量撤去に向けて行動してきたが、第3案を基本に考えて、実質的な全量撤去に向けて検討していただきたい。
- ・処理フローでは廃プラスチック類も分けるのだから、燃やして処理することもできる。ほとんど3案に近い。
- ・混合物層撤去後にその下も再度分析してほしい。
- ・第三セクターを作って儲ける事も考えていい。
- ・市の施設で焼却すれば安い。同じ場所で出来れば運搬コストもかからない。しかし、第三セクターは難しい。具体的な処理方法は市で考えていただきたい。
- ・お金が地元に着るようにしたい。市が費用負担すると市民が負担することになる
- ・地元で資金が循環する仕組みはいいが、費用がかかる。地域を中心とした処理方法を考えてほしい。
- ・最初は全量撤去が前提だったが、費用の問題は重要であり、安全性に問題がないということでの処理方法だ。岐阜モデルとするなら、誰に責任があるのかを明確にしてスキームを作っておくことが大切。行政の責任の取り方は不明確なので、論理立てて示すことが根本的な再発防止につながる。
- ・行政の責任の取り方は不満だ。
- ・ここに載っているのは意見の一部だから削除した方がよい。それをもとにしたものはまとめでなっていない。
- ・勉強会では問題点が多岐に渡り、合意が難しかった。市民協働のきっかけにはなったので、今後の市民協働組織を作りながら、解決に向けて進めていきたい。
- ・まとめの6項目を、検討事項の2項目に分けてまとめることとしたい。
- ・市民から基金を募っても良いが、国の特別措置法にも限界があった。
- ・基金の数値目標は難しい。
- ・諸問題はあるにしろ、市民の責任は何なのか、行政の責任は何なのかをきちんとすることが岐阜モデルだ。
- ・全量撤去を言ったのは、ここからこの問題を皆の問題として皆で考えていきたいからだ。
- ・この部会では、いい意見を得るためには市民参加は必要だった。それが環境基本条例の中で生かされると思う。
- ・対策は3案で処理できるのではないか。
- ・進捗状況について、市民と一緒に監視していく街づくりをしていきたい。

まとめ

- ・本日の検討でまとめ案を修正し、24日の委員会に報告することとする。
- ・なお、他に意見があれば事務局に連絡をしていただき、修正できるところは修正して、報告書をまとめることとする。
- ・

資料請求等	なし
意見箱提出意見	1通